

子育てのための施設等利用給付交付金の給付上限額の見直しについて

日頃から、杉並区私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。子ども・子育て支援法施行令、子ども・子育て支援法施行規則及び私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、令和8年10月から保育料補助上限額等を下記のとおり改定します。

【新制度幼稚園】

1 対象

教育・保育給付認定（1号認定）及び施設等利用給付認定（新2号認定又は新3号認定）を受けている杉並区に住民登録のある児童の保護者

2 変更内容

①預かり保育料補助

区分	令和8年9月利用分まで		令和8年10月利用分から	
	日額単価	月額上限	日額単価	月額上限
3歳児～5歳児（年少～年長クラス）	450	11,300	490	12,300
満3歳児（満3歳クラス）	450	16,300	490	17,700

②一時預かり保育料補助※1

区分	令和8年9月利用分まで	令和8年10月利用分から
	月額上限※2	月額上限※2
3歳児～5歳児（年少～年長クラス）	11,300	12,300
満3歳児（満3歳クラス）	16,300	17,700

※1 開所時間が1日8時間未満または開所日数が年間200日未満の幼稚園に在籍している場合に対象

※2 預かり保育料補助との合算上限

【未移行幼稚園】

1 対象

施設等利用給付認定（新１号認定又は新２号認定又は新３号認定）を受けている、杉並区に住民登録のある児童の保護者

2 変更内容

①保育料

区分	区民税所得割額	令和 8 年 9 月保育料まで			令和 8 年 1 0 月保育料から		
		第 1 子	第 2 子	第 3 子 以降	第 1 子	第 2 子	第 3 子 以降
1	生活保護受給世帯	38,600	38,600	38,600	40,900	40,900	40,900
2【ひ】	非課税世帯 【ひとり親世帯等に該当】						
2	非課税世帯	35,600	38,600		37,900	40,900	
3【ひ】	77,100 円以下 【ひとり親世帯等に該当】						
3	77,100 円以下 (年収約 360 万円以下)	35,000			37,300		
4	77,101 円以上						

②預かり保育料補助（新２号認定児童・新３号認定児童）

区分	令和８年９月利用分まで		令和８年１０月利用分から	
	日額単価	月額上限	日額単価	月額上限
３歳児～５歳児（年少～年長クラス）	450	11,300	490	12,300
満３歳児（満３歳クラス）	450	16,300	490	17,700

③一時預かり保育料補助※１（新２号認定児童・新３号認定児童）

区分	令和８年９月利用分まで	令和８年１０月利用分から
	月額上限※２	月額上限※２
３歳児～５歳児（年少～年長クラス）	11,300	12,300
満３歳児（満３歳クラス）	16,300	17,700

※１ 開所時間が１日８時間未満または開所日数が年間２００日未満の幼稚園に在籍している場合に対象

※２ 預かり保育料補助との合算上限

【幼稚園類似施設】

1 対象

施設等利用給付認定（新1号認定又は新2号認定又は新3号認定）を受けている、杉並区に住民登録のある児童の保護者

2 変更内容

①保育料

区分	区民税所得割額	令和 8 年 9 月保育料まで			令和 8 年 1 0 月保育料から		
		第 1 子	第 2 子	第 3 子 以降	第 1 子	第 2 子	第 3 子 以降
1	生活保護受給世帯 非課税世帯（ひとり親等）	31,900			33,700		
2	非課税世帯・ 区分 3 のうちひとり親世帯等	28,900	31,900		30,700	33,700	
3	77,100 円以下 （年収約 360 万円以下）	27,500			29,300		
4	77,101 円以上 （年収約 360 万円以上）						

②一時預かり保育料補助（新2号認定児童・新3号認定児童）

令和8年9月利用分まで	令和8年10月利用分から
補助上限額 37,000 円から 保育料補助額を引いた額	補助上限額 40,300 円から 保育料補助額を引いた額

以上

【お問合せ】

杉並区子ども家庭部保育課子供園・幼稚園係
電話:03-3312-2111（内線 1383）
〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1